

倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊、土石流等による危険が著しいため、鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第2条の規定により指定された災害危険区域、条例第4条各号に定める建築を制限している区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定により指定された土砂災害特別警戒区域において、当該災害危険区域若しくは土砂災害特別警戒区域の指定前又は条例施行前から在する住宅で、条例第3条ただし書き又は第4条の規定に適合しないものをいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、がけ地の崩壊、土石流等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から住宅の移転を促進し、もって地域住民の生活環境の改善を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、危険住宅の除却又は危険住宅に代わる住宅の建設若しくは購入（以下「補助事業」という。）をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び限度額は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助金の限度額
危険住宅の除却等	危険住宅の除却に要する撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転に伴う経費	1戸当たり975,000円を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入並びにこれに必要な土地の取得及び造成をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の経費	1戸当たり7,318,000円（建物4,650,000円、土地2,060,000円、敷地造成608,000円）を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行なわなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、規則第5条の申請書に次の掲げる書類を添付しなければならない。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅の除却に要する経費）（様式第2号）

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費）（様式第3号）

(3) 危険住宅及び移転先の位置図

(4) 現況写真

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行なうものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(完了期日等の変更)

第7条 規則第13条第2項の報告は、様式第5号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行なわなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、規則第17条第1項の報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 危険住宅に代わる住宅の図面（配置図、平面図等）

(2) 工事写真（原則として、施行前、施行後）

(3) 補助対象経費を証する書類（除却経費については請求書の写し又は領収書の写し、借入金利子については金融機関等からの融資契約書の写し等）

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

平成 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住所

氏名

印

年度倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業
- 2 算定基準額 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅の除却に要する経費）
 - (4) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅に変わる住宅の建設又は購入に要する経費）
 - (5) 危険住宅及び移転先の位置図
 - (6) 現況写真
 - (7) その他必要な書類（がけ断面図、危険住宅平面図等）

様式第1号（第5条、第8条関係）

事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業名

事業量

事業費

実施方法（直営、請負、委託等の別）

移転予定年月日

除却予定年月日

※他の補助金の活用有無 有 ・ 無

収支予算（決算）書

事業費		財源内訳	
危険住宅除却費	円	自己資金	円
住宅建設費	円		円
敷地造成費	円	借入金	円
計	円	計	円

様

倉吉市長

㊟

年度倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 対象事業

この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付 第 号による交付申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、前記1の交付申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、倉吉市補助金等交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

倉吉市長

住 所
申請者
氏 名

⑩

年度倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業の完了期日変更報告書

年 月 日付 第 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を受けたが、次の事由により、同通知に付された完了期日までに事業の完了が困難となったので報告します。

記

- 1 交付決定通知に付された事業の完了期日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日
- 3 変更の事由